

しずおか農林水産物認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県産農林水産物に対する県民の安心と信頼を確保することを目的に、生産段階における農林水産物の安全性確保及び情報提供のシステムを認証するしずおか農林水産物認証制度について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 安全性確保及び情報提供のシステムとは、生産管理、内部検査、内部研修、情報提供及びコミュニケーションの仕組みをいう。
- (2) 生産者とは、県内で農林水産物を生産する個人、法人又は組織をいう。
- (3) 認証取得者とは、第5条の規定により認証を取得した生産者をいう。

(対象)

第3条 認証の対象は、生産者が運用する安全性確保及び情報提供のシステム(以下「システム」という。)とする。

(申請)

第4条 認証の申請をしようとする生産者は、別に定めるところにより知事に申請するものとする。

(認証)

第5条 知事は、前条の規定により申請があったときは申請内容を審査し、別に定める基準に照らし適当と認めるときは、認証するものとする。

2 知事は、前項の認証にあたり認証審査会の意見を聴くものとする。

(認証の表示)

第6条 認証取得者は、認証マークを使用することができるものとする。

2 認証マークの規格、使用方法等については別に定める。

(定期報告)

第7条 認証取得者は、別に定めるところにより、知事にシステムの運用状況を報告するものとする。

(定期監査)

第 8 条 知事は、認証取得者のシステムが適正に運用されているかどうかを確認するために、原則として年 1 回定期監査を行うものとする。

2 定期監査において、状況等の改善の必要があると認められるときは、認証取得者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(特別監査)

第 9 条 知事は、必要に応じて特別監査を行ない、認証取得者に対し、システムの運用に関し必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(認証の有効期間)

第 10 条 認証の有効期間は、認証の日から認証の日以後 3 年を経過する日までとする。

ただし、認証取得者が複数の認証を受ける場合の有効期間は、認証の日から既に受けた認証の有効の期日の末日までとする。

2 前項の有効期間は、認証取得者の申請により更新できるものとする。

(認証取得者の遵守事項)

第 11 条 認証取得者は、関係法令を遵守するとともに、システムの適正な運用に努めなければならない。

2 認証取得者は、県が行う監査に誠実に対応しなくてはならない。

3 認証取得者は、ホームページ等を活用して農林水産物の安全性確保に関する情報の提供に努めなければならない。

(認証の取り消し)

第 12 条 知事は、定期監査又は特別監査において不適正な事実を確認した場合、前条に規定する遵守事項に反する事実を確認した場合、又は認証制度の信頼を著しく損ねる事実を確認した場合は、その認証を取り消すことができる。

2 知事は、認証の取消しを行う場合、原則として認証審査会を開催し、その意見を踏まえて、取消しの決定を行うものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成 18 年 6 月 9 日から施行する。

附則 この改正は平成 19 年 9 月 20 日から施行する。

附則 この改正は平成 23 年 8 月 25 日から施行する。